

平成 2 0 年 9 月 3 0 日

高松市議会議長 菰 渕 将 鷹 殿

高松市情報公開審査会

会長 川 東 祥 次

行政文書の非公開決定に関する異議申立てについて（答申）

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日付け高市議議第 9 4 号により諮問のあった事案について、次のとおり答申いたします。

1 審査会の結論

実施機関（高松市議会をいう。以下同じ。）が、公開、一部公開および非公開（行政文書不存在）とした処分のうち、「請願書中の紹介議員の印影」および「議員提出議案における提出議員の印影」については、非公開とした処分を取り消し、公開すべきである。

その余の異議申立てについては、棄却すべきである。

2 公開請求の内容および異議申立てに至る経過

異議申立人が実施機関に公開請求した行政文書の内容，それに対する実施機関の決定および異議申立ての経過は次のとおりである。

【高市議議第 9 4 号の諮問に係るもの】

- （１） 地方自治法第 1 1 2 条の議員の議案提出権の規定に基づき議員から提出された各種議案および当該各提案理由を記載した一切の書類
- （２） 上記（１）の各種議案の提出に伴って議会の議員および議会事務局職員の作成しおよび取得した一切の書類（いずれも，平成元年度以降のものに限る。）

平成 17 年 9 月 16 日：請求人からの公開請求を受付

平成 17 年 9 月 30 日：実施機関が公開，一部公開および非公開（行政文書不存在）の決定

平成 17 年 10 月 3 日：請求人からの異議申立書を受付

3 異議申立ての理由

異議申立人の主張は，次のとおりである。

- (1) 本件処分は，条例の解釈・適用を誤った違法な処分であり，本件処分を取り消し，全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」に記載している「公開しない理由」は，条例の非公開事由に該当しない。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開しない理由」には，適法に処分理由が明示されていないので，高松市行政手続条例第 8 条に違反し，本件処分は無効である。

4 実施機関が非公開とした理由

実施機関が非公開理由書において主張している本件処分の理由は，概ね次のとおりである。

議会運営委員会日誌における協議資料の請願書のうち，団体代表者および紹介議員の印影，議員提出議案における提出議員の印影については，公表すべき合理的理由および必要性はなく，かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとはいえず，これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため，条例 7 条 1 号に該当し，非公開が相当である。

各会派会長会，各会派幹事長会，各会派会長・幹事長会および各会派幹事長・政務調査（政策審議）会長会ならびに法制化（平成 3 年 8 月 13 日）前の議会運営委員会は，法令等に規定されたものではなく，事実上の組織であり，「議会運営等に関すること」について，各会派間で協議検討することを目的としている。

このため，これらの協議内容および協議資料は，議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり，十分に協議検討さ

れていない未成熟な情報が含まれているため，公にすることにより，今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため，条例７条４号に該当し，非公開が相当である。

また，議員提出議案のうち保存期間である５年が過ぎているものは不存在であり，提案理由を記載した一切の書類は行政文書として不存在である。

ただし，これらについては，公開されている会議録に記載されている旨を申し添えている。

５ 審査会の判断

当審査会は，実施機関の非公開理由および異議申立人の異議申立理由を条例に照らして慎重に審査した結果，次のとおり判断する。

地方自治法１１２条においては，普通地方公共団体の議会の議員は，議会の議決すべき事件につき，文書をもって議会に議案を提出することができる定められている。

該当行政文書は，公開したもののうち２－（１）に係るものについては，本会議の録音テープの趣旨弁明部分（平成１７年９月２１日），２－（２）に係るものについては，委員会日誌（議会運営委員会：平成６年３月４日・３月２４日・平成９年３月２６日・平成１０年１２月１１日・１２月１７日・平成１２年３月２３日）である。

一部公開したもののうち２－（１）に係るものについては，議員提出議案（高松市議会委員会条例の一部改正について：平成１２年３月２３日，高松市議会議員および高松市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例の制定について：平成１７年９月２１日），２－（２）に係るものについては委員会日誌（議会運営委員会（法制化後）：平成９年３月３日・平成１４年６月１４日），協議会等日誌（各会派会長会：平成３年５月２７日・平成９年２月２８日・３月１７日），各会派会長・幹事長会（平成９年３月２１日），各会派幹事長会（平成２年３月２３日・平成３年６月１３日・６月２０日・平成６年２月２５日・３月１７日・平成１０年１２月９日・平成１２年２月２４日・３月９日・平成１４年２月２２日・６月１２日），各会派幹事長・政務調査（政策審議）会長会（平成１４年６月４日・６月１２日），議会運

営委員会（法制化前）（平成２年３月５日・３月２７日・平成３年６月２５日）である。

地方自治法第１１２条の議員の議案提出権の規定に基づき議員から提出された各種議案のうち、高松市議会委員会条例の一部改正について（平成２年３月２８日・平成３年６月２８日・平成６年３月２５日・平成９年３月２６日・平成１０年１２月１７日）、高松市議会議員定数条例の一部改正について（平成９年３月２６日）および提案理由を記載した一切の書類について、実施機関は行政文書不存在として非公開とした。以下、非公開部分および行政文書不存在理由について検討する。

（１） 団体代表者の印影について

議会運営委員会日誌における協議資料の請願書のうち団体代表者の印影については、公表すべき合理的理由および必要性はなく、かえって偽造等の不正利用につながるおそれもないとは言えず、これを公開することは当人の正当な利益を害するおそれがあるため、条例７条２号に該当するものとして、実施機関が非公開とした処分は相当である。

（２） 紹介議員および提出議員の印影について

請願書のうち紹介議員の印影、議員提出議案における提出議員の印影については、公務員たる議員の職務の遂行に係る情報であり、条例７条１号ウに相当し、公開すべきである。

（３） 協議の内容および協議資料の部分

委員会の協議内容および協議資料については、議会内部における議会運営等の決定に至るまでの会派間の調整段階のものであり、十分に協議検討されていない未成熟な情報が含まれているため、公にすることにより、今後の会派間の率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとして、条例７条４号に該当し、非公開が相当とした実施機関の説明に不合理な点は無い。

（４） 行政文書不存在について

議員提出議案のうち、保存年限を越えているものは不存在であり、提案理由を記載した一切の書類は、公表されている会議録が相当したため、行政文書としては不存在としたとの実施機関の説明に不合理な点はない。

よって、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日	諮問書受付
平成 1 8 年 9 月 5 日	実施機関からの非公開理由書受付
平成 2 0 年 8 月 2 2 日	実施機関の非公開理由の聴取および争点の審査
平成 2 0 年 9 月 1 9 日	答申案審査
平成 2 0 年 9 月 3 0 日	答申